

大阪府社会保険労務士会

平成 27 年 12 月 24日

報道関係者各位

『大阪府社会保険労務士会がハローワーク大阪東で マイナンバー制度スタートをアピール!』

マイナンバー制度が1月からいよいよスタート。まずは雇用保険の手続きでマイナンバーの記載が求められるようになります。そこで仕事始めの1月4日(月)に大阪府社会保険労務士会(会長 飯田政信)の所属社会保険労務士が、ハローワーク大阪東において、制度開始後、最初の届出を行います。

■マイナンバー制度の利用開始に伴う届出について

社会的に大きな話題になっているマイナンバーですが、 まずは雇用保険の諸手続きにおいて12桁の個人番号を記載 することが求められるようになります。

社会保険労務士は、社会保障分野の専門家として企業との委託契約に基づき、雇用保険等の手続き業務を代行していることから、実務上もっともマイナンバーを多く取り扱う専門家として、企業におけるこの制度の運用をサポートしています。

そこでマイナンバー制度の事実上のスタートとなる 2016年1月4日(月)午前9時に大阪府社会保険労務士会 所属の社会保険労務士がハローワーク大阪東においてマイ ナンバー制度の利用開始に伴う最初の届出を行います。





本件に関するお問合せ先大阪府社会保険労務士会

〒530-0043 大阪市北区天満2-1-12 天満橋SEビル3F TEL 06-4800-8188 FAX 06-4800-8177

担当:中尾·松岡 Mail info@sr-osaka.jp

http://www.sr-osaka.jp

支えます! 職場の安心 企業の未来 ~社労士~

(お願い)

取材をご希望される方は12月28日(月)までご連絡をお願いします。